

保育検討協議会設置に係る主要な論点について

1 これまでの経過

すべての子どもたちが笑顔で成長していくために、すべての家庭が安心して子育てできる喜びを感じられるために、平成 27 年 4 月「子ども・子育て支援新制度」がスタートした。

こうした中、本市においても、平成 27 年 3 月に「家庭を築き、子どもを産み育てるといふ希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指して、「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、新制度の趣旨を踏まえ保育行政の維持・向上に努めている。

2 現状における市の課題

(1) 待機児童の解消に向けた対応

都市部の自治体においては、待機児の解消は喫緊の課題である。本市においても既設園の定員拡充、認可保育所の新設、小規模保育施設の拡充など種々の施策を推進し、平成 27 年 4 月 1 日現在の待機児童数は 164 人となった。これは、平成 26 年 4 月 1 日時点の待機児童数と比較すると 93 人の減となり、一定の改善は図られてきているものの、今後も継続して取り組むべき課題と言える。

(2) 多様なニーズの充足に向けた対応

社会経済情勢の変化により、保育施設に求められる市民ニーズも多様化する傾向にある。今後、本市においても心身の発達において特別な配慮が必要な子どもや要保護児童・要支援家庭の支援、また、アレルギーのある子どもたちの保育、休日保育や延長保育の更なる延長などを早期に検討しなければならない。

また、国が掲げるすべての子育て家庭への支援策として、保育施設を利用していない保護者の育児疲れ、社会的理由等による保育に対するニーズへの対応も急務となっている。

(3) 市が保有する保育施設の維持・管理に向けた対応

公立保育所（けやき保育園を除く 4 園）は、昭和 43 年から 48 年頃までの間に開設されており、既に耐震補強は完了しているものの、経年変化による老朽化が顕著であり、良好な保育環境を提供する裏づけとなる保育施設の維持・管理は重要な課題である。

しかし、公立保育所の運営費の全て（施設整備費含む。）は交付税による一般財源化されたことにより、地方自治体が施設整備等を行う場合には多額の財政支出

を伴うこととなった。今後は、他の手法による財源確保なども検討の上、老朽化した保育施設の維持・管理に係る対応を急ぐ必要がある。

3 公立保育所の果たしていくべき役割

認可保育所は、児童福祉法第35条に基づく児童福祉施設であり、公立・私立ともに国の定める基準を満たして設置され、保育内容についても厚生労働省が定める保育所保育指針に準拠して行われていることから、園独自の取り組みに若干の違いはあるものの保育内容について大きな違いは見られない。このため、「民にできるものは民に」という考え方の下、公立保育園に求められる役割は、以下のとおり大別されるものとする。

- (1) 行政機関としての役割
- (2) 地域子育て支援の拠点としての役割
- (3) 保育施設の拠点としての役割

4 運営方式の見直し

上記の課題を解決しつつ、公立保育所として果たしていくべき役割を果たし、民間園・公立園の特長を活かしながら、現状の保育サービス並びに保育の質の維持・向上を図り、すべての子ども達に向けた保育施策を展開するため、保育検討協議会を設置し今後の保育のあり方を検討する。

5 検討スケジュール (案)

開催回数	時期	会議内容 (案)	備考
第1回	6月下旬	小金井市の保育・子育ての現状確認	
第2回	7月中旬	小金井市の保育・子育ての現状確認	
第3回	8月上旬	課題の抽出	
第4回	9月上旬	課題の抽出・対応の検討	
第5回	9月下旬	対応の検討	
第6回	10月中旬	対応の検討	
第7回	11月中旬	報告のとりまとめ	
第8回	12月上旬	報告のとりまとめ	最終